

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、海岸、砂防施設、治山施設、道路、橋りょう、港湾、漁港について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行する。さらに、復旧事業の施行と併せて、施設の新設改良等により再度の災害発生を防止する。

- (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- (3) 砂防設備災害復旧事業計画
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (5) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (6) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- (7) 漁港公共土木施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、漁業用施設、その他共同利用施設の復旧については公共土木施設災害復旧事業計画に準じ施行する。

3 都市災害復旧事業計画

- (1) 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- (2) 復旧に当たっては都市環境の設備、都市の防災構造化の推進を指導する。

4 上下水道災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進する。

5 公共用地災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

6 住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅の建設を進める。

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の性格上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- (2) 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

9 学校教育施設災害復旧事業計画

- (1) 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する。
- (2) 再度災害防止のため原因を検討し、公共施設の不燃化、耐災害化を図る。

10 社会教育施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の生活上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- (2) 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

11 その他の災害復旧事業計画

迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進し、あわせて、再度災害を防止する。

第2節 資金計画

この計画は、災害復旧事業に係る資金の調達を迅速に把握し、資金の融通調達を行うため必要な措置を講ずる計画である。

1 国による財政援助等

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激特法」という。）に基づく財政援助等本市においては、大規模な災害であって、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し、県の実施する調査に協力し、激甚災害指定の促進に務める。

なお、激特法により助政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加施設災害復旧事業
- (ケ) 障害福祉サービス事業施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症予防施設災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) たい積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助

- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- エ その他の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子福祉法による国の貸付けの特例
 - (オ) 水防資材費の補助の特例
 - (カ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (キ) 産業労働者住宅資金融通法の特例
 - (ク) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
 - (ケ) 雇用保険法による求職者給付に関する特例
- (2) その他の法律による財政援助

国が激特法以外の法律により財政援助を行う場合は、市はそれに必要な措置をとる。

2 災害復旧事業に係る市の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

- (1) 地方債
 - ア 歳入欠陥債
 - イ 災害対策債
 - ウ 災害復旧事業債
- (2) 地方交付税
 - ア 普通交付税の繰り上げ交付
 - イ 特別交付税
- (3) 一時借入金
 - ア 災害復旧事業貸付金（県）
 - イ 災害応急融資（財務事務所、東海郵政局）

第3節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

1 基本方針

市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

2 実施事項

- (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。

(2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第4節 被災者の生活再建支援

1 被災者の支援

県は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度の運用について市町を支援する。

項目	内容
被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 【県への報告】 (1) 死亡者数 (2) 負傷者数 (3) 全壊・半壊住宅数等 【被災者台帳】 (1) 氏名、生年月日、性別 (2) 住所又は居所 (3) 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況 (4) 援護の実施の状況 (5) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等
職業のあっせん	災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図ることになっている。 市は、災害相談所等において、離職者の状況を把握し、県に報告する。
市税の減免等	市は、被災者に対し、地方税法及び市条例により、市税等の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。 市税の納税緩和措置は次のとおりである。 (1) 納税期限の延長 災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は市税の納付をすることができないときは、納税期限を延長する。 (地方税法第20条の5の2) (2) 徴収猶予 災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。 (地方税法第15条) (3) 減免 被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。 (地方税法第367条等)

項目	内容	
被災者生活 再建支援金 の支給	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認、市民に対する広報など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。	
災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付け	市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき「焼津市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、自然災害により被災した市民に対して災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けを行う。	
	(1) 災害弔慰金	
	支給対象	自然災害によって死亡した者の遺族
	支給額	ア 死亡者が受取者の生計を維持していた場合は 500 万円 イ その他の場合は 250 万円 ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給
	(2) 災害障害見舞金	
	支給対象	自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったときに、「災害弔慰金に関する法律」に定める程度の障害がある障害者
	支給額	ア 障害者が世帯の生計を維持していた場合は 250 万円 イ その他の場合は 125 万円
	(3) 災害援護資金の貸付け	
	支給対象	自然災害によって「災害弔慰金に関する法律」に定める被害を受けた世帯の世帯主
	支給額	ア 療養する期間がおおむね1 箇月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の被害金額が、その家財の価額の3分の1 に満たない損害で、かつ住居の損害がない場合 150 万円 (イ) 家財の被害金額が、その家財の価額の3分の1 以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合 250 万円 (ウ) 住居が半壊した場合 270 万円 (エ) 住居が全壊した場合 350 万円 イ 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150 万円 (イ) 住居が半壊した場合 170 万円 (ウ) 住居が全壊した場合 250 万円 (エ) 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円 ウ アの住居の半壊、イの住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別事情がある場合は、270 万円を350 万円に、170 万円を250 万円に、250 万円を350 万円とする。
利率等	ア 償還期間は10 年とし、3年は据置期間とする。 イ 利率は、据置期間中は無利子とし、その後は、延滞の場合を除き年1 %とする。ただし、連帯保証人を立てる場合は無利子とする。	

項目	内容																				
国税・県税の減免等	市は、国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予等を要望する。 国・県は、被災者に対し、法令及び県条例により、国税・県税の減免等の緩和措置を実施する。 (1) 国税 ア 納税期限の延長 被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。 イ 徴収猶予・減免 被災者に対して所得税及び給与所得に対する源泉所得税の減免、徴収猶予を実施する。 (2) 県税 ア 納税期限の延長 被災者に対し県税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。 イ 徴収猶予 被災者に対し1年以内において県税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、さらに1年以内の延長を行う。 ウ 減免等 被災者に対し、被災状況等に応じて各種県税の減免又は納入義務免除等を行う。																				
生活福祉資金の貸付け等	一定の資格条件を満たす被災した低所得者世帯等においては、生活福祉資金の融資を受けることができる。民生委員・児童委員、市及び焼津市社会福祉協議会は、これを援助する。 (1) 世帯更生資金 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td><td>焼津市社会福祉協議会、県社会福祉協議会</td></tr> <tr> <td>協力機関</td><td>焼津市民生委員・児童委員</td></tr> <tr> <td>貸付対象</td><td>被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）</td></tr> </table> (2) 母子（寡婦）福祉資金 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td><td>県、焼津市福祉事務所</td></tr> <tr> <td>協力機関</td><td>焼津市民生委員・児童委員</td></tr> <tr> <td>貸付対象</td><td>被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む）</td></tr> </table> (3) 被災身体障害者に対する補装具の交付等 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td><td>焼津市福祉事務所、県</td></tr> <tr> <td>協力機関</td><td>焼津市民生委員・児童委員</td></tr> <tr> <td>貸付対象</td><td>被災身体障害者</td></tr> <tr> <td>給付等の内容</td><td>災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付</td></tr> </table>	実施機関	焼津市社会福祉協議会、県社会福祉協議会	協力機関	焼津市民生委員・児童委員	貸付対象	被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）	実施機関	県、焼津市福祉事務所	協力機関	焼津市民生委員・児童委員	貸付対象	被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む）	実施機関	焼津市福祉事務所、県	協力機関	焼津市民生委員・児童委員	貸付対象	被災身体障害者	給付等の内容	災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付
実施機関	焼津市社会福祉協議会、県社会福祉協議会																				
協力機関	焼津市民生委員・児童委員																				
貸付対象	被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）																				
実施機関	県、焼津市福祉事務所																				
協力機関	焼津市民生委員・児童委員																				
貸付対象	被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む）																				
実施機関	焼津市福祉事務所、県																				
協力機関	焼津市民生委員・児童委員																				
貸付対象	被災身体障害者																				
給付等の内容	災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付																				
独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付	住宅金融支援機構による被災者に対する貸付金の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込みの希望者に対しての指導を行なう。																				
義援金の募集等	(1) 義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 (2) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。																				

項目	内容								
り災証明書の発行	市は、り災した世帯の再建復興のために、り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明書を発行する。 (1) り災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。 (2) り災証明の発行に必要な手続きと様式は次のとおりとする。 ア 発行の担当部署 り災証明書の発行事務は、市が担当する。 イ 発行の手続 市は、個別調査結果に基づき被災者台帳を作成する。り災証明書発行申請に対して、被災者台帳により確認の上発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。 なお、被災者台帳により確認できない時は、申請者の立証資料をもとに判断して、り災証明書を発行する。 ウ 証明の範囲 り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住家</th><th>人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 全壊、全焼、流失</td><td>○ 死亡</td></tr> <tr> <td>○ 大規模半壊、中規模半壊、準半壊、一部損壊、半焼</td><td>○ 行方不明</td></tr> <tr> <td>○ 床上浸水、床下浸水</td><td>○ 負傷</td></tr> </tbody> </table> エ 証明手数料 り災証明については、証明手数料を徴収しない。 オ り災証明の書式 り災証明及びり災証明願の書式は、資料編（共通対策）4-4-1のとおりである。	住家	人	○ 全壊、全焼、流失	○ 死亡	○ 大規模半壊、中規模半壊、準半壊、一部損壊、半焼	○ 行方不明	○ 床上浸水、床下浸水	○ 負傷
住家	人								
○ 全壊、全焼、流失	○ 死亡								
○ 大規模半壊、中規模半壊、準半壊、一部損壊、半焼	○ 行方不明								
○ 床上浸水、床下浸水	○ 負傷								
郵便物の特別取扱等	災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、市域の各郵便局において、郵政事業にかかわる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。 (1) 郵便関係 ア 小包郵便料金の免除 総務大臣が公示した場合で、当該災害地の被災者の援助を行う県、市町村又は日赤等にあてた救助物資を内容とする小包郵便料金 イ 郵便はがき等の無償交付 災害救助法適用時にり災世帯あたり5枚以内及び郵便書簡1枚を交付 (2) 為替貯金・簡易保険 災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金等、簡易保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い並びに保険料、年金掛金の特別払込猶予等の措置をとる。								

2 中小企業等への融資

災害により被害を受けた中小企業及び農林漁業者に対し、県及び市は災害復旧に必要な資金の融資に関し、以下のような措置を実施する。

(1) 被災農林漁業者に対する復旧資金の融資等

ア 天災融資法等に基づく災害資金の融資等

天災融資法、天災による被災農林漁業者等に対し、再生産確保のため経営資金及び事業資金の融資、利子補給等を行う。

イ その他、県を窓口とする各種の融資が用意されている。

（２）被災中小企業に対する復旧資金の融資等

国・県と連携し日本政策金融公庫資金や静岡県の災害対策貸付など被災中小企業が利用できる制度を迅速に周知し、制度の活用を支援する。

３ 災害相談の実施

市は、大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせが多数となった場合は、市役所内に災害相談窓口を開設する。

災害相談窓口においては、行方不明者の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の市役所の実施する災害対策業務の受付案内を職員が行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

実施に当たっては、焼津市社会福祉協議会、焼津市民生委員・児童委員及びその他の関係機関の協力を得る。

４ 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内 容
被災状況の把握	（１）「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 （２）情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	（１）定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 （２）緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 （３）被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第５節 風評被害の影響の軽減

市は、県に協力し風評被害の影響の軽減を図るものとする。

１ 正しい情報の提供

県は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

２ 必要な検査等の実施

県は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、県知事（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

県は、国や市町、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。